

戦後アメリカにおける減価償却政策と投資税額控除制度

宮 島 洋

目 次

- はじめに
- I 加速償却法の導入
- II 標準耐用年数の短縮
- III 減価償却率の推移
- IV 減価償却と法人利潤
- V 投資税額控除制度の導入
- VI 設備投資への影響

はじめに

資本蓄積の促進は現代経済政策において最も重要な目的であろう。税制上の諸措置を政策手段とする租税政策においても資本蓄積の促進という目的は最も重要視されているが、中でも、減価償却の高速化と投資に対する補助金はその代表的な政策手段になっている。具体的に言えば、前者は加速償却法、耐用年数の短縮、特別償却制度などを、また後者は投資控除制度や投資税額控除制度などを含んでおり、資本蓄積促進政策の柱として、ヨーロッパ諸国や日本において広く採用されている。

本稿は戦後アメリカにおいてとられた減価償却政策、すなわち1954年の加速償却法と1962年の耐用年数の短縮そして1962年の投資税額控除制度を取り上げ、その実態を分析したものである。なお、これら諸政策の背景となった経済事情や政策形成過程にかかわる諸問題については別の機会に詳しく論ずるつもりであり、本稿が上記三政策の実態分析に限定されていることは予め断っておかねばならない。

I 加速償却法の導入

朝鮮戦争ブームの終結後に行われた内国歳入法典 (Internal Revenue Code) の全面的改訂では様々な資本蓄積促進措置がとられたが、そ

の中でも特に重要なものは、加速償却法 (Accelerated Depreciation Method) の導入であった。従来、アメリカの税務当局によって認められていた償却方法は定額法或いは直線法 (Straight-Line Method) であったが、1954年以降取得した耐用年数3年以上の減価償却資産については定率法 (Declining-Balance Method) と級数逓減法 (Sum-of-the-Years-Digits Method) が認められることになった。定率法の償却率の限度は定額法の2倍とされていたため、通常二倍定率法 (Double Declining-Balance Method) と呼

表1 i 年度における各償却方法の年償却率および累積償却率 (N :耐用年数)

	定額法	定率法 ⁽¹⁾	級数逓減法
年償却率	$\frac{1}{N}$	$\frac{2}{N} \left(1 - \frac{2}{N}\right)^{i-1}$	$\frac{2\{(N+1)-i\}}{N(N+1)}$
累積償却率	$\frac{i}{N}$	$1 - \left(1 - \frac{2}{N}\right)^i$	$1 - \frac{(N-i)(N+1-i)}{N(N+1)}$

(1) 償却率は定額法の2倍

表2 耐用年数10年および残存価格0の場合における各償却方法の年償却率と累積償却率 (%)

年 度	定 額 法		定率法 ⁽¹⁾		級数逓減法	
	年償却率	累積償却率	年償却率	累積償却率	年償却率	累積償却率
1	10.0	10.0	20.0	20.0	18.2	18.2
2	10.0	20.0	16.0	36.0	16.4	34.5
3	10.0	30.0	12.8	48.8	14.6	49.1
4	10.0	40.0	10.2	59.0	12.7	61.8
5	10.0	50.0	8.2	67.2	10.9	72.7
6	10.0	60.0	6.6	73.8	9.1	81.8
7	10.0	70.0	6.6	80.3	7.3	89.1
8	10.0	80.0	6.6	86.9	5.5	94.5
9	10.0	90.0	6.6	93.4	3.6	98.2
10	10.0	100.0	6.6	100.0	1.8	100.0

(1) 7年目から定額法にスイッチ

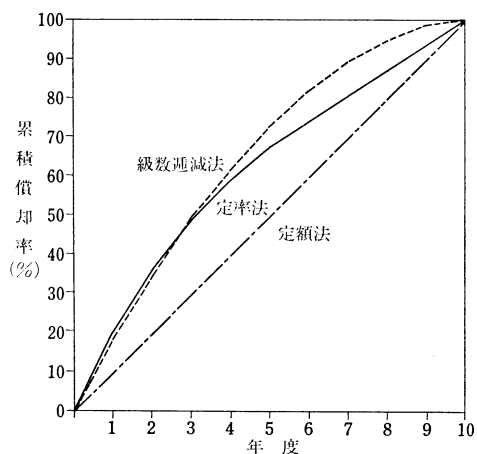


図1 耐用年数10年および残存価格0の場合における各償却方法の累積償却率 (備考) 表2を参照

ばれている。なお、定率法から定額法への切換えはいつでも可能である。

定額法、定率法、級数通減法の三方法について、その年償却率と累積償却率を示したのが表1であるが、この表ではややわかりにくいので、耐用年数10年・残存価格0としてその年償却率と累積償却率とを具体的に計算して示したのが表2である。表2のうち、投下資金の回収速度を示す累積償却率がより重要であるため、その速度を三方法で比較し、図示したのが図1である。図1から明らかのように、定額法と比較すると定率法と級数通減法の累積償却率は相当程度高い。耐用年数の2分の1である5年目において、投下資金の回収割合は定額法の場合50%であるのに対して、定率法は67.2%、級数通減法は72.7%という高さである。こうした定率法および級数通減法における減価償却の高速化によって、投資資金に対する資金効果、投資純収益率或いは現在価値に対する収益率効果がそれぞれ改善され、さらに投下資金の早期回収によって投資の危険負担が軽減される結果、設備投資の促進が期待されるのである。

次に、加速償却法の普及過程を減価償却費ベースで検討すると、表3のように1954年以降定額法の比重は低下の一途を辿り、1959年の58%

表3 減価償却費の償却方法別分布, 1954~60年 (%)

年 度	償 却 方 法			
	定 額 法	定 率 法	級数通減法	その他の方法
1954	89	5	2	4
1955	81	10	6	3
1956	74	12	9	5
1957	70	16	11	3
1958	61	17	16	6
1959	58	22	16	4
1960	58	24	15	3

(資料) Joint Economic Committee, *The Federal Revenue System: Facts and Problems*, U.S. Government Printing Office, 1964, p.100

で一応の安定を示している。一方、定率法と級数通減法の加速償却法は1954年以降、次第にその比重を高め、1960年には減価償却費総額の定率法は24%を、また級数通減法は15%をそれぞれしめるに到っている。これを産業部門別にみたのが表4であるが、1960年について検討する

表4 産業部門別にみた減価償却費の償却方法別分布—1954年と1960年— (%)

産業部門	定 額 法		定 率 法		級数通減法	
	1954年	1960年	1954年	1960年	1954年	1960年
全産業	89.3	58.2	4.7	24.2	2.3	14.8
農林水産業	94.2	71.7	3.8	23.3	1.1	3.8
鉱 業	86.2	60.7	4.2	19.3	0.7	3.9
建設業	88.0	56.3	6.8	36.1	4.3	6.4
製造業	87.6	50.7	4.1	22.4	2.8	23.3
公益事業	94.5	63.4	2.8	26.7	0.9	8.7
商業	91.9	67.6	3.9	20.7	2.7	10.4
金融業	86.3	66.9	10.9	25.5	1.9	6.4
サービス業	85.1	61.2	8.4	28.4	3.1	7.3

(資料) N.B.Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, pp.117-119

と、定額法は製造業において50.7%という最も低い比重を示し、逆に農林水産業、商業、金融業では依然として70%程度の高い比重となっている。一方、定率法の場合は産業部門別に大きな相違はないが、建設業での36.1%という高い

比重が目につく。また、級数通減法の場合は製造業において特に高く、23.3%という比重になっている。以上のような特徴を説明するものとして、各産業における減価償却資産の種類別構成(表5)および資産種類別の償却方法(表6)をあげることができよう。例えば、農林水産業

表5 1954年以降取得した減価償却資産の資産種類別・産業部門別分布—1959年— (%)

産業部門	建造物・設備	事務・店舗用機器	輸送機器	生産機械・装置	家畜・果樹等
全産業	45.8	5.2	8.5	39.0	0.1
農林水産業	27.8	1.9	16.5	33.3	19.8
鉱業	40.6	1.1	7.6	48.9	(1)
建設業	12.0	2.9	30.2	54.1	(1)
製造業	30.7	5.2	4.3	57.7	(1)
公益事業	55.3	0.7	13.0	30.0	(1)
商業	33.3	34.1	13.5	17.7	(1)
金融業	84.3	7.4	1.8	5.6	(1)
サービス業	38.0	12.9	16.8	30.9	(1)

(1) 資料なし

(資料) N. B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, pp.147-151 より算出

表6 1954年以降取得した減価償却資産の資産種類別にみた償却方法の分布—1959年— (%)

資産種類	償却方法		
	定額法	定率法	級数通減法
建造物・設備	44.4	33.4	20.0
事務・店舗用機器	51.4	19.5	29.0
輸送機器	47.0	35.7	15.0
生産機械・装置	42.8	29.3	24.1
家畜・果樹等	90.6	9.0	0.4

(資料) N. B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, p.151

の場合、定額法の比率が著しく高い家畜・果樹等の償却資産を多く所有しているため産業部門全体としても定額法の比重が高い。また、定額法と級数通減法の比率が比較的高い事務・店舗用機器を多く所有している商業部門の場合は産業部門全体としても定額法と級数通減法の比重が比較的高くなっている。建設業の場合は定率

法の比重が高い輸送機器を多く所有しているため、産業部門全体としても定率法の比重が特に高い。さらに製造業をみると、定額法の比率が最も低く、かつ級数通減法の比率が比較的高い生産機械・装置を多く所有しているため、産業部門全体としても定額法の比重が最も低く、逆に級数通減法の比重が最も高くなっていることがわかる。

表7 企業規模別にみた減価償却費の償却方法別分布 (%)

企業総資産規模 (1,000ドル)	(I) 全産業					
	定額法		定率法		級数通減法	
	1954年	1960年	1954年	1960年	1954年	1960年
100未満	93.8	79.7	3.8	16.2	1.4	2.6
100~500	91.7	67.7	5.2	25.7	2.1	5.0
500~1,000	89.6	63.0	6.5	29.1	2.5	6.5
1,000~5,000	88.2	58.6	6.9	29.6	2.6	9.5
5,000~10,000	89.7	57.3	4.8	25.9	2.9	13.9
10,000~50,000	88.7	56.9	5.4	25.6	2.3	14.9
50,000~100,000	92.0	52.2	2.5	26.2	2.9	18.3
100,000以上	87.7	52.9	3.7	22.6	2.3	21.0

企業総資産規模 (1,000ドル)	(II) 製造業					
	定額法		定率法		級数通減法	
	1954年	1960年	1954年	1960年	1954年	1960年
100未満	95.3	77.3	2.8	15.4	1.2	5.0
100~500	93.2	68.6	3.6	23.1	2.4	5.8
500~1,000	93.0	64.2	3.7	24.6	2.6	9.2
1,000~5,000	92.2	59.5	3.6	26.2	2.9	12.4
5,000~10,000	91.7	57.2	3.2	22.8	3.5	17.9
10,000~50,000	90.9	54.8	3.4	23.8	2.8	19.9
50,000~100,000	92.5	50.7	2.3	22.8	3.9	23.7
100,000以上	82.5	44.0	5.0	21.3	2.7	29.7

(資料) N. B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, pp.117-119

最後に、企業規模による加速償却法の普及程度を表7でみると、ここではかなりはっきりした特徴が読みとれる。すなわち、全産業で検討すると、定額法の比重は総資産規模が上昇するにつれて低下傾向を示し、逆に級数通減法の比重は総資産規模が上昇するにつれて増加傾向を示しているのである。この二つの傾向は表7の

IIからみられるように、製造業の場合において特に顕著である。これに対して、定率法の比重は企業規模に対して特定の傾向を有さず、ほぼ比例的となっている。

以上、加速償却法の普及過程とその特徴を検討してきたのであるが、ここで重要な点は減価償却の高速化というメリットにもかかわらず加速償却法が企業全体には普及せず、部分的な採用にとどまっているという実態であろう。企業が加速償却法を採用しない或いは採用するか否か決定できない理由としては次のような事情が指摘されている¹⁾。定額法に比較して、特に級数通減法の場合は税務会計上の処理が複雑であること。この理由は企業会計の体制が整備していない中小企業において加速償却法の普及率が低い大きな原因といえる。②加速償却法によって利潤が圧縮されることは企業経営上好ましくない。この理由も利潤の乏しい中小企業の場合にあってはまると思われる。③税額控除や損失繰越制度を考慮すると、加速償却法による利益は殆んどない。この理由も課税所得や税額が少額な中小企業にあてはまるであろう。以上の三つの理由はいずれも中小企業において加速償却法が十分に普及しない原因であり、表4において中小企業の多い農林水産業、商業、サービス業などで定額法の比重が依然として高い理由となっている。また、表7において定額法の比重が企業規模と明瞭な逆相関関係を示し、逆に級数通減法の比重が企業規模と強い順相関関係を示す基本的な説明要因となっている。

この他、加速償却法を採用しない理由としては次のような点がある。④加速償却法によって利潤が圧縮されるため、比率減耗償却 (Percentage Depletion) が十分に利用できないこと。これは、鉱業部門において加速償却法が十分に普及しない重要な原因である。⑤減価償却資産の存在が重要ではないため、加速償却法のメリ

ットもネグリジブルであること。これは商業や金融業についてあてはまるであろう。⑥さし当り、投資資金を必要としていないという一時的理由。したがって、将来において加速償却法を採用する可能性がある。

II 標準耐用年数の短縮

アメリカにおける税務会計上の減価償却資産の耐用年数は税務当局と企業との交渉によって決定されることになっている。その際、基準となるのは税務当局が定めた標準耐用年数表である。戦後アメリカで基準となっていた標準耐用年数表は1942年に制定された Bulletin F (以下、旧耐用年数表と呼ぶ)であったが、これがケネディ成長政策の一環として1962年に全面的に改訂短縮されたのである (以下、これを新耐用年数表と呼ぶ)。もっとも、実際に企業で用いられていた耐用年数は戦後の技術進歩等を考慮してすでに旧耐用年数表よりはるる税度短縮されていた。

旧耐用年数表に比較した新耐用年数表の特徴は二つある。第一は、後にみるように標準耐用年数が全面的に短縮されたことであり、第二は、耐用年数表の表示が大幅に簡素化されたことである。旧耐用年数表では各産業で用いられる約5,000種の償却資産について耐用年数が一つ一つ規定されていたが²⁾、新耐用年数表では全体が四つのグループに分類され、第一の“事業一般において使用される償却資産” (建物、輸送設備など)を除いた三グループでは小産業分類にもとづいて産業部門ごとに一つの耐用年数が表示されることになった³⁾。この結果、旧耐用年数表の場合における個別償却資産約5,000についての耐用年数表示から、ほぼ100の産業部門 (一部は個別償却資産) についての耐用年数表示となり、大幅な簡素化が行われたのである。

1) 以下の理由は、R. Lindhe, “Accelerated Depreciation for Income Tax Purposes—A Study of the Decision and Some Firms Who Made It,” *Journal of Accounting Research*, Vol. I, No. 2 (Autumn 1963) によった。

2) 詳しくは、U.S. Dept of Treasury ; IRS, *Bulletin “F” ; Tables of Useful Lives of Depreciable Property*, (Reprinted), 1955を参照。

3) 詳しくは、大蔵省主税局国際租税課「新耐用年数とその税務取扱一歳入庁手続62-21-1962年7月」(『調査時報』9巻4号、昭和38年4月)を参照。

なお、新耐用年数表の制定に伴って義務づけられた準備金引当率分析 (The Reserve Ratio Test) については本稿の検討からは省略する。

そこで、標準耐用年数の短縮率がどの程度であったかを検討してみよう。まず、生産機械・装置 (production machinery and equipment) について製造業の場合をみると、表8のようである。製造業全体としては、標準耐用年数が19年から13年へ短縮され、短縮率は32%となっている。短縮率が大きい産業部門は衣服及び織物

工業や鉄道輸送機械・施設製造業などで短縮率は実に60%近くにも達している。一方、現実に採用されていた耐用年数からの短縮率をみると、製造業全体で約15%となっている。現行耐用年数は製造業平均で15年であるから、旧標準耐用年数表に比較すると、約20%短縮され、決定されていたことになる。それだけ、技術進歩や陳腐化から旧耐用年数表は時代遅れになっていたのである。

次に建造物 (building or structure) の標準

表8 製造業で用いられる生産機器における旧耐用年数 (Bulletin F)、新耐用年数及び現行耐用年数の比較

各標準耐用年数とその比較	旧耐用年数(Bulletin F)	新耐用年数	旧年数から新年数への減少率	現行耐用年数	現行年数から新年数への減少率
製造業の各部門					
航空機製造業	15年	8年	47%	10年	20%
衣服及び織物工業	15-30	9	60	15	40
化学品及び関連製品工業	15-22	11	40	13	15
電気設備工業	17-20	8-12	35	15	33
金属加工業	14-28	12	43	16	25
食品及び関連製品工業	12.5-40	12-18	21-38	13-19	8-54
木材、木製品及び家具製造業	10-25	10	43	16	38
機械工業 (電気・工作・金属・輸送機械を除く)	10-28	12	37	15	20
工作機械工業	17-70	12	35	16	25
自動車及び部品工業	15-20	12	31	14	14
製紙及び関連製品製造業	15-28	12-16	29-35	19	21
石油及び天然ガス精製	5-33	6-16	7-29	16-19	11-16
第一次金属工業 (精錬)	17-30	14-18	28-40	23	22
印刷及び出版業	10-25	11	37	16	32
科学的及び管理用器機、写真及び光学機械、時計	17-25	12	43	15	20
鉄道輸送機械・施設製造業	25-28	12	55	16	25
ゴム・プラスチック製品工業	15-17	11-14	18-27	15	13
造船業	20-25	12	47	19	37
土石・ガラス製品・セメント製造業	15-40	14-20	7-46	19	16
繊維製品製造業	15-25	9-15	40-44	17	18
タバコ及びタバコ製品製造業	15-20	15	14	17	12
その他製造工業	—	12	—	14	14
全製造業平均	19	13	32	15	15

(資料) N. B. Ture, "Tax Reform: Depreciation Problems," *The American Economic Review*, Vol. LIII, No. 2 (may 1963), p. 347

耐用年数を比較すると表9のようになる。標準耐用年数の短縮率は平均して20%程度であり、特に工場の場合は10%であるにすぎない。この

ように、1962年における標準耐用年数短縮の重要な特徴は機械・装置の場合に短縮率が大きく、逆に建造物の場合には小さいということであっ

表9 旧耐用年数と新耐用年数の比較

建物種別	—建物—		短縮率 (%)
	旧耐用 年 数	新耐用 年 数	
アパート	50	40	20
銀行	67	50	25
住宅	60	45	25
工場	50	45	10
車庫	60	45	25
殺物エレベーター	75	60	20
ホテル	50	40	20
高層ビル	67	50	25
機械販売店舗	60	45	25
事務所ビル	67	45	33
商店	67	50	25
劇場	50	40	20
倉庫	75	60	20

(資料) Bulletin "F" および Revenue Procedure 62-21
より

表10 総減価償却費にしろる新耐用年数にもとづく
減価償却費の割合 (%)

産業部門, 企業規模		年 度	
		1962年	1963年
全 産 業		33.7	35.5
産業部門別	農 林 水 産 業	6.3	7.4
	鉱 業	29.1	26.3
	建 設 業	11.6	13.0
	製 造 業	45.8	49.5
	公 益 事 業	34.9	35.9
	商 業	14.1	17.3
	金 融 業	7.6	8.7
	サ ー ビ ス 業	12.7	10.7
総資産規模別 (1,000ドル)	100未満	8.8	10.2
	100~1,000	7.4	8.5
	1,000~25,000	15.2	16.2
	25,000~50,000	25.3	28.7
	50,000~100,000	38.2	38.2
	100,000~250,000	46.5	43.1
	250,000以上	51.4	54.2

(資料) U.S. Dept of Treasury ; IRS, Statistics of
Income ; Corporation Income Tax Returns 1962
and 1963 より算出

表11 1962年において新標準耐用年数を用いなかった理由の分布—企業数ベース (%)

	全産業	製造業・ 鉱業	通信・電 力・ガス 等	交 通	商業・ サー ビス業	その他 産 業
総 計	100	100	100	100	100	100
1 税負担上大きな利益がない	44	40	22	26	48	43
・現行耐用年数が新耐用年数とほぼ一致する	27	32	21	17	25	30
・利益が小さいため価値がない	8	6	1	9	9	7
・減価償却資産の比重がネグリジブル	9	2	—	—	14	6
2 現行平均耐用年数が新耐用年数よりも短い	4	4	1	9	2	8
3 経営政策上, 現行制度を維持する	34	33	12	26	34	36
・償却短縮化に反対	1	1	—	—	2	1
・個々の資産別耐用年数の方が望ましい	3	3	—	4	2	3
・利益過小化になる等	30	29	12	22	30	32
4 企業利益が赤字	4	7	1	13	4	2
5 準備率分析に適合しない	5	5	4	9	4	5
6 公益事業における統制	1	—	52	17	—	—
7 採用決定に時間が不十分	8	11	8	—	8	6
・一層の研究が必要, 将来検討する	6	7	7	—	5	5
・新制度が不明確	1	2	—	—	2	1
・1963年より採用予定	1	2	1	—	1	—

(資料) L. Bridge, "New Depreciation Guidelines and the Investment Tax Credit ; Effect on 1962 Corporate Profits
and Taxes," Survey of Current Business, Vol.43, No.7 (July 1963), p.7

た⁴⁾。

次に、新耐用年数表の採用状況を減価償却費の額をベースにして検討する。表10によれば、1962年における新耐用年数表にもとづく減価償却費は償却費総額の約3分の1であり、1963年には若干その比率が高まっている。産業別にみると、製造業の場合が最も比率が高く償却費総額の約2分の1である。これに対して、農林水産業、金融業の場合は10%にも達していない。いずれにせよ、新耐用年数表の採用は部分的であり、産業全体への普及は捗々しくない。これを企業規模別にみると、その特徴は極めて明瞭である。すなわち、企業規模が大きくなるに従って、新耐用年数表にもとづく償却費の比率も上昇しているのである。

以上のような採用状況を説明する要因として、不採用の理由を検討してみると表11のようになる。これら不採用の理由のうち、①利潤が少額のため価値がない、②利潤の過少計上になる、③企業利潤が赤字である、といった理由は中小企業において、したがって、中小企業が多くをしめる商業、サービス業、農林水産業などにおいて新耐用年数表の採用が低くとどまっている有力な原因であろう。また、④減価償却資産の比重がネグジブルである、という理由も商業、金融業などで不採用の一つの原因となっている。この他、⑤現行耐用年数が新耐用年数表とはば一致するためメリットがない、という理由も全産業にわたって不採用の最も重要な原因になっていることが表11から明らかである。これは特に、建造物の場合において著しかったと思われる。特殊な理由としては、⑥統制下にある公益事業の場合があげられよう。こうした不採用の理由とは別に、採用するか否かの決定をまだ行っていない企業も多い。これらの企業のうち、おそらく近い将来に、採用に踏み切る企業もかなりあると思われる。

4) L. Bridge, "New Depreciation Guidelines and Investment Tax Credit," *Survey of Current Business*, Vol. 43, No. 7 (July 1963), p. 3

III 減価償却率の推移

加速償却法の導入および新耐用年数表の制定の結果、減価償却率がどの程度上昇したのかを検討したのが表12および表13である。この償却率の数字は年間の減価償却費を減価償却資産の粗価額で除した値であるが、分母となる減価償却資産粗価額には資料上の制約から償却済み資産や償却がまだ始まっていない未完成資産なども含まれているため、減価償却率の値は実際よりも低くめに出ていることを予め断っておかねばならない。

表12 産業部門別にみた減価償却率⁽²⁾の推移
—1953~1964年— (%)

産業部門 年度	全産業	製造業	公益事業	サービス業
1953	4.3	4.8	2.8	7.4
1954	(1)	(1)	(1)	(1)
1955	4.8	5.4	3.1	8.6
1956	4.9	5.4	3.1	9.3
1957	5.1	5.6	3.2	9.6
1958	5.1	5.8	3.3	9.7
1959	5.3	5.9	3.4	9.9
1960	5.3	5.9	3.5	10.2
1961	5.3	5.9	3.5	9.9
1962	5.8	6.7	4.0	10.0
1963	5.9	6.6	4.1	11.3
1964	5.9	6.6	4.2	11.2
1953	4.3	4.8	2.8	7.4
1954-57	4.9	5.5	3.1	9.2
1958-61	5.3	5.9	3.4	9.9
1962-64	5.9	6.6	4.1	10.8

(1)資料なし (2)特別償却は除く

(資料) 1953年は Joint Economic Committee, *The Federal Revenue System: Facts and Problems*, U. S. Government Printing Office, 1961, p. 82より。
1955年~1964年は U. S. Dept of Treasury: IRS, *Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns*, 1955~1964より算出

さて、表12から読み取れるように、全産業の減価償却率は加速償却法導入前の1953年の4.3%から加速償却法の導入に伴って次第に上昇傾向を辿り、1962年からは新耐用年数表の制定によって段階的にさらに上昇し、6%近くになっ

表13 企業規模別にみた減価償却率⁽¹⁾の推移
—1955, 58, 62年— (％)

資産規模 (1,000ドル)	年 度	1955	1958	1962
100未満		9.0	9.1	9.1
100～1,000		7.4	7.5	7.5
1,000～25,000		6.1	6.4	6.7
25,000～50,000		4.9	5.6	6.4
50,000～100,000		4.1	4.9	6.2
100,000～250,000		4.1	4.5	5.9
250,000以上		3.6	4.0	4.7

(1) 特別償却は除く

(資料) U.S. Dept of Treasury: IRS, *Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns*, 1955, 1958, 1962 より算出

ていることがわかる。期間別の平均償却率でも、加速償却法および新耐用年数表が償却率の上昇に及ぼした影響は明瞭にみられる。こうした減価償却率の上昇傾向は製造業、公益事業、サービス業といった個別産業部門の場合にも同様に読み取れるのである。ところで、減価償却率の水準そのものをみると、サービス業が最も高く、次いで製造業、そして公益事業が最も低くなっている。これは主として耐用年数の長短によるものであり、1959年の調査では、各産業で用いられる減価償却資産の平均耐用年数はサービス業で7.8年であるのに対し、製造業では13.5年、公益事業では19.6年となっている⁵⁾。こうした耐用年数の相違が減価償却率水準の相違となってあらわれているのである。

次に、企業規模別の減価償却率の推移を表13でみると、主に企業規模が100万ドルを越えるクラスで1955年から、1958年、1962年へと次第に減価償却率が上昇している。企業規模が大きいクラスで償却率の上昇傾向が明瞭にみられるのは、加速償却法および新耐用年数表の採用において企業規模が大きいほど採用率が高かったためであろう。また、減価償却率の水準をみると、企業規模が小さいほど償却率の水準は高

い。これは、やはり耐用年数の長短によるものであり、例えば1959年の調査では、総資産100万ドル未満の企業クラスでは平均耐用年数が9.3年であるのに対し、100万～2500万ドルのクラスでは12.2年、2500万ドル以上のクラスでは16.4年となっている⁶⁾。

以上のように、1954年の加速償却法の導入そして1962年の新耐用年数表の制定によって減価償却率は着実に上昇したのである。

IV 減価償却と法人利潤

減価償却費は企業にとって企業会計上のコストであると同時に税引利潤と同様に可処分所得、つまりキャッシュ・フローの一部をなしている。したがって、加速償却法の導入や新耐用年数表の制定による減価償却費の増大は、一方で企業利潤を圧縮するが、他方ではキャッシュ・フローを増加させる。こうした利潤の圧縮やキャッシュ・フローの増加を考慮に入れて、自己資本利潤率、法人税負担率、配当性向などに及ぼす減価償却費の影響を検討してみようというのがここでの課題である。その影響を全産業について総括的に表示したのが表14である。この全産業平均の統計がほぼ製造業部門の動向によって規定されていることを予め指摘しておく。

まず、自己資本に対する税込利潤と減価償却費込粗利潤の比率を比較検討してみると、表14のコラム①②および図2のようになる。税込利潤の對自己資本比率は戦時期の上昇(1950年と1951年)や不況期の落ち込み(1949年、1954年、1958年)を考慮しても、戦後はほぼ明瞭な低下傾向を辿っていることがわかる。しかし、減価償却費込粗利潤の對自己資本比率をみると、若干の低下傾向はみられるものの、税込利潤の場合ほどその低下は著しくない。例えば、1940年代後半期(具体的には1946—48年)と1963—64年とを比較すると、税込利潤の對自己資本比率は約4%ほど低下しているが、償却込粗利潤の

5) N. B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1955-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, p. 184

6) N. B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, p. 184

表14 自己資本利潤率，法人税負担率，配当性向等に及ぼす減価償却費の影響

—全産業平均・純所得申告企業—

(%)

各 年 度	自己資本利潤率(税込)		自己資本利潤率(税引)		償却込粗利潤に対する減価償却費の比率			法人税負担率 ⁽²⁾ (税額控除前) (法人税)		配当性向		内部資金に しめる減価償却費の比率
	税引利潤 自己資本	償却込粗利潤 自己資本	税引利潤 自己資本	キャッシュ・フロー 自己資本	償却費計 償却込粗利潤	普通償却 償却込粗利潤	特別償却 償却込粗利潤	法人税 税引利潤	法人税 償却込粗利潤	配当 税引利潤	配当 キャッシュ・フロー	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1946	18.1	20.5	12.2	14.7	11.9	11.8	0.1	32.4	28.5	39.2	32.7	24.8
1947	19.4	22.2	13.1	15.8	12.2	12.1	0.1	32.7	28.7	36.8	30.5	24.7
1948	19.1	22.1	12.8	15.8	13.5	13.5	0.1	32.7	28.3	38.1	30.9	27.3
1949	15.5	18.7	10.6	13.7	16.9	16.8	0.1	31.9	26.5	45.1	34.7	35.3
1950	20.4	23.7	12.4	15.7	13.9	13.9	0.1	39.1	33.6	42.6	33.6	31.7
1951	19.7	23.3	10.1	13.7	15.4	14.9	0.5	48.5	41.0	47.8	35.3	40.4
1952	16.8	20.7	8.9	12.8	18.8	17.2	1.6	47.1	38.2	51.9	36.0	47.7
1953	16.8	21.1	8.9	13.2	20.4	17.6	2.8	47.2	37.6	51.6	34.7	50.0
1954	15.8	20.4	9.1	13.8	22.6	—(1)	—(1)	42.1	32.6	50.1	33.3	50.3
1955	17.8	22.8	10.2	15.2	21.9	18.2	3.7	42.8	33.4	46.1	30.9	47.7
1956	16.6	21.8	9.6	14.8	23.6	19.9	3.8	42.2	32.2	48.4	31.6	50.9
1957	15.9	21.2	9.2	14.6	25.2	21.9	3.3	41.8	31.3	50.3	31.9	53.8
1958	13.4	18.6	7.7	12.9	28.0	25.4	2.6	42.6	30.7	57.2	34.1	61.3
1959	14.8	20.1	8.4	13.8	26.4	24.7	1.8	42.9	31.6	52.8	32.4	57.2
1960	14.0	19.3	8.0	13.3	27.6	26.2	1.4	42.6	30.9	56.4	33.9	60.3
1961	13.7	19.0	8.0	13.3	27.7	26.7	1.0	41.5	30.0	55.5	33.5	59.5
1962	—(1)	—(1)	—(1)	—(1)	29.3	28.7	0.6	41.7	29.5	54.8	32.4	60.0
1963	14.2	20.1	8.5	14.4	29.3	28.9	0.5	42.0	29.7	54.9	32.4	60.6
1964	15.0	20.9	9.3	15.3	28.5	28.3	0.3	39.8	28.4	52.4	31.9	57.4

(1) 資料なし (2) 1950—53年は超過利潤税を含む

(資料) U.S. Dept of Treasury; IRS, Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns, 1946-1964より算出

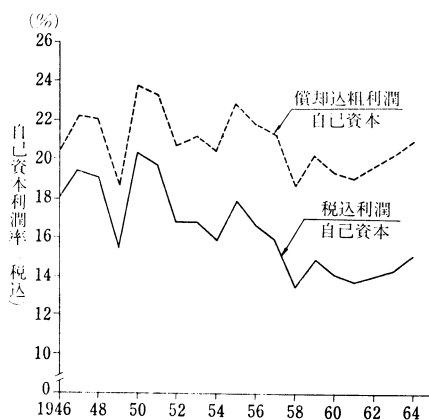


図2 自己資本利潤率(税込)
(備考) 表14を参照

對自己資本比率の方は1.5%程度の低下であるにすぎない。すなわち、これだけ税込利潤は減価償却費の増加によって圧縮されていたわけである。したがって、戦後アメリカ法人企業の自己資本利潤率を著しい傾向にあると単純に特徴づけるわけにはいかないのである。減価償却政策を考慮した場合には、自己資本利潤率はわずかな低下傾向を示したにすぎない、と結論づける方が妥当であろう。

次に、自己資本に対する税引利潤とキャッシュ・フロー(税引利潤プラス減価償却費)の比率を比較検討しよう(表14のコラム③④および図3)。まず、税引利潤の對自己資本比率をみると、戦後はほぼ一貫して低下傾向を辿っている。これには、朝鮮戦争期以降に法人税率が38

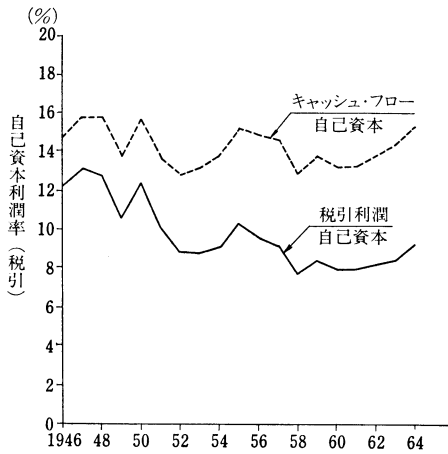


図3 自己資本利潤率 (税引)
(備考) 表14を参照

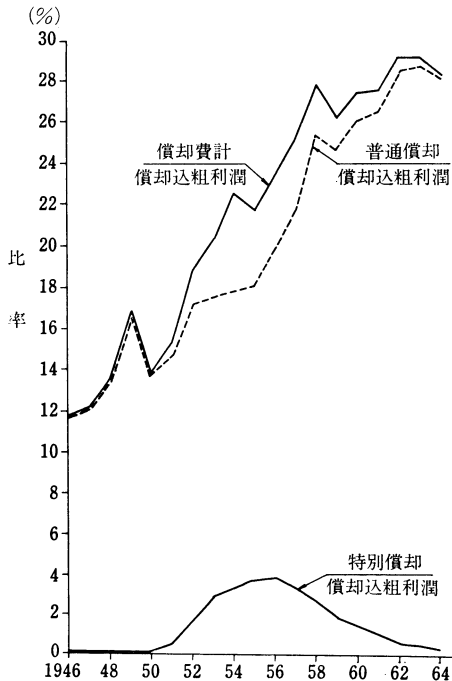


図4 償却込粗利潤に対する減価償却費の比率
(備考) 表14を参照

超過利潤税が導入されたことも大きく影響している⁷⁾。一方、キャッシュ・フローの対自己資本比率をみると、戦争や景気変動による波動はあるが、その低下傾向は極めてわずかであり、殆んど同じ水準にあるといっても過言ではない。特に、法人税率の引下げ (52%から50%) と新耐用年数表の制定が重なった1964年には15.3%に上昇し、1940年代後半期とほぼ等しい水準になっている。このように、税引利潤の対自己資本比率における低下傾向も、法人税率の影響を別とすれば、専ら減価償却費による利潤の圧縮によっていることになる。

以上みたように、加速償却法の導入や耐用年数の短縮といった戦後の減価償却政策は法人利潤の動向に大きな影響を与えてきたのであるが、この減価償却政策の量的重要性を償却込粗利潤に対する減価償却費の比率という視点から検討してみよう (表14のコラム⑤⑥および図4)。償却込粗利潤に対する減価償却費合計の比率をみると、戦後この比率はほぼ一貫して上昇傾向にあり、特に1950年代中葉において著しい。この一つの原因は、朝鮮戦争期に導入された“国防上必要とされる緊急施設” (emergency facilities certified as necessary in the national defense) に対する特別償却にあった⁹⁾ (表14のコラム⑦を参照)。さて、ここでの重要な普通償却費の比率をみると、1955年以降、特に上昇が著しく、また、1961年から1962年にかけても急激に上昇している。この比率の上昇は、一方では設備投資の増加を反映したものであるが、他方ではすでにみた加速償却法や新耐用年数表による減価償却率の増大を強く反映したものである。償却込粗利潤に対する普通償却費の比率が1940年代後半期の12~13%から1962—64年には2倍以上の29%近くになっていることに注目されたい。

次に、法人税負担率の推移を減価償却政策を考慮して検討してみよう (表14のコラム⑧⑨および図5)。税込利潤に対する法人税の比率、す

%から52%に引上げられたことや朝鮮戦争期に

7) これは普通税と附加税を加えた総合税率である。なお総合税率の推移をみると、1946—49年 (38%)、1950年 (42%)、1951年 (50.75%)、1952—63年 (52%)、1964年

(50%) となっている。

8) この特別償却は60ヶ月 (5年間) の均等償却である。

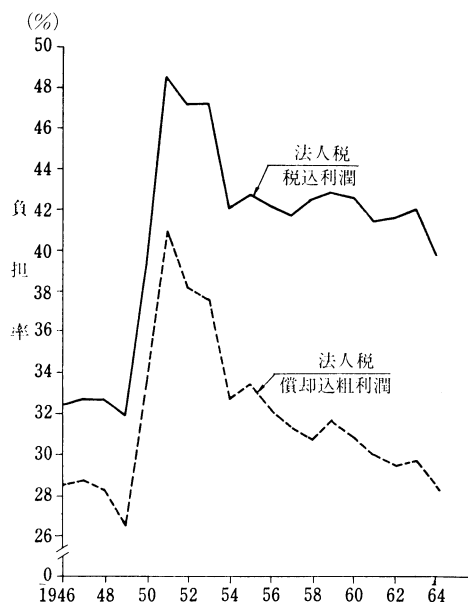


図5 法人税負担率（税額控除前）
（備考）表14を参照

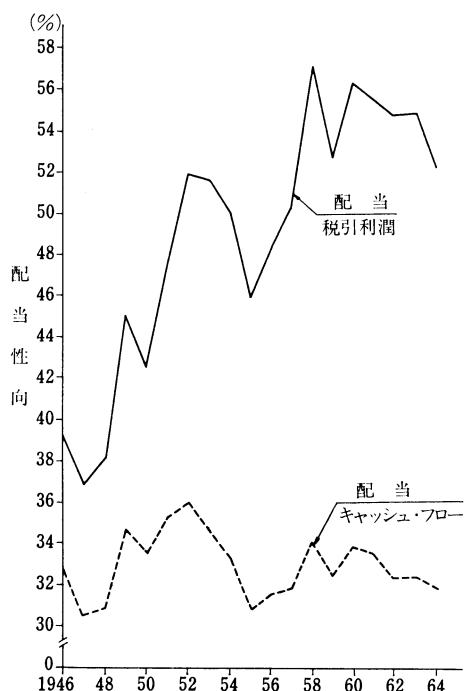


図6 配当性向
（備考）表14を参照

なわち法人税の実効負担率をみると、税率が38%であった1946—49年には32%前後で、また、税率が52%であった1954—63年には42%前後でそれぞれ安定しており、税率が50%となった1964年には約40%へと若干低下している。ところが、償却込粗利潤に対する法人税の比率をみると、1954年以降はほぼ一貫して低下傾向を辿り、1960年代になると1946—49年と大体等しい水準にまで低下しているのである。朝鮮戦争後のアメリカの法人税負担率は一見極めて高いようであるが、それは減価償却費の増大によって利潤が圧縮されていた結果でもあり、減価償却費を考慮すると、その負担率は1954年以降着実に低下を続け、1940年代後半期とそれほど変わらない水準にまで落ち込んでいたのである。

こうした減価償却政策の影響がおそらく最も重要なのは配当性向に及ぼしたものであろう（表14のコラム⑩⑪および図6）。通常のいわゆる配当性向、すなわち税引利潤に対する支払配当の比率は景気変動の波はあるがほぼ一貫した上昇向上を辿った。一般に、税引利潤の変動にもかかわらず配当率は安定的な傾向を示すため、配当性向は不況期には上昇し（1949年、1954年、1958年、1960年）、好況期には逆に低下する（1947—48年、1955年、1959年、1962—64年）、というパターンを示しているが、それらの波動を貫いて配当性向が上昇傾向を辿っていることは容易に読み取れよう。すなわち、1940年代後半期の38%程度から、1960年代初期には約55%へと上昇しているのである。ところが、税引利潤に減価償却を加えたキャッシュ・フローに対する支払配当をみると、朝鮮戦争期を除いては、30～33%の水準で極めて安定的なのである。つまり、企業の配当政策はキャッシュ・フローを基盤にして極めて安定的であったと言えるのである⁹⁾。したがって、先に検討した配当性向の上昇傾向は、特に法人税率の影響が除去できる19

9) 配当政策の決定メカニズムにおいてキャッシュ・フローの役割を強調したのは J. A. Brittain である。J. A. Brittain, *Corporate Dividend Policy*, The Brookings Institution, 1966 を参照。

54~63年についてみるならば、専ら減価償却費の増加による税引利潤の圧縮に起因するものといつてよいだろう。

最後に、内部資金（留保利潤プラス減価償却費）にしめる減価償却費の割合を検討しよう（表14のコラム⑫および図7）。内部資金にしめる減価償却費の割合は、1940年代後半期には30%前後であったが、朝鮮戦争が終った1954年にはほぼ50%となり、その後は留保利潤との関係を逆転して約60%にまで高まっている。これは、設備投資の増大と加速償却法や新耐用年数表による減価償却率の上昇とによって減価償却費が増加したためであるが、そればかりでなく、法人税率の引上げによる税引利潤の減少によって留保利潤の減少が生じたことも無視できない要

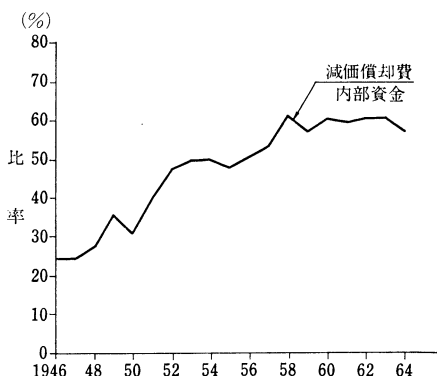


図7 内部資金にしめる減価償却費の割合
(備考) 表14を参照

表15 自己資本利潤率，法人税負担率，配当性向等に及ぼす減価償却費の影響

—公益事業・純所得申告企業—

各 比 率	自己資本利潤率(税込)		自己資本利潤率(税引)		償却費込粗利潤に対する減価償却費の比率			法人税負担率(2)(税額控除前)		配当性向		内部資金にしめる減価償却費の比率
	税引利潤 自己資本	償却込粗利潤 自己資本	税引利潤 自己資本	キャップ ・ フ ロ ー 自己資本	償却費計 償却込粗利潤	普通償却 償却込粗利潤	特別償却 償却込粗利潤	法人税 税引利潤	法人税 償却込粗利潤	配当 税引利潤	配 当 キャ ッ プ ・ フ ロ ー	
年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1946	9.4	12.8	6.3	9.7	26.8	26.4	0.4	32.9	24.1	70.4	45.5	64.8
1947	8.9	12.6	5.9	9.6	29.3	28.8	0.5	33.5	23.7	64.8	39.9	63.9
1948	9.4	13.4	6.3	10.3	29.8	29.5	0.4	33.5	23.5	60.0	36.6	61.5
1949	8.2	12.7	5.3	9.8	35.6	35.2	0.4	35.0	22.5	66.8	36.1	71.9
1950	11.2	15.9	6.7	11.5	29.9	29.6	0.3	39.7	27.8	61.0	35.7	64.4
1951	11.3	16.6	5.8	11.1	31.9	30.2	1.7	48.2	32.8	71.9	37.7	76.3
1952	11.1	16.7	5.7	11.2	33.4	29.6	3.8	49.3	32.8	74.6	37.5	79.6
1953	11.0	17.0	5.6	11.6	35.5	29.6	5.8	49.1	31.7	76.1	36.6	81.9
1954	10.3	17.1	5.3	12.0	39.5	—(1)	—(1)	49.0	29.7	84.0	36.8	88.9
1955	11.5	18.8	5.9	13.2	38.9	30.5	8.4	48.8	29.8	77.2	34.4	84.9
1956	11.2	18.6	5.7	13.2	40.1	31.4	8.7	48.9	29.3	79.7	34.5	86.6
1957	11.0	18.6	5.6	13.4	41.3	33.3	8.1	49.0	28.7	84.5	35.5	89.9
1958	10.6	18.4	5.4	13.2	42.2	35.2	7.0	49.1	28.3	88.1	36.1	92.3
1959	11.9	20.0	6.1	14.2	40.4	35.1	5.3	49.1	29.3	81.7	35.1	87.9
1960	11.9	20.1	6.1	14.2	40.7	36.5	4.2	49.0	29.0	84.0	35.8	89.3
1961	12.2	20.2	6.3	14.2	39.3	36.5	2.8	48.8	29.7	80.8	35.7	86.8
1962	—(1)	—(1)	—(1)	—(1)	41.5	39.8	1.8	48.8	28.5	73.0	31.6	82.9
1963	12.2	21.0	6.7	15.6	42.2	41.1	1.1	48.5	28.0	72.2	31.0	82.7
1964	12.5	21.5	7.2	16.1	41.9	41.5	0.4	46.5	27.0	71.3	31.6	81.4

(1) 資料なし (2) 1950—53年は超過利潤税を含む

(資料) U.S. Dept of Treasury ; IRS, Statistics of Income ; Corporation Income Tax Returns, 1946-64より算出

因である。

以上は全産業平均、或いはそれを規定した製造業を対象として減価償却政策の影響を検討したものであるが、ここで平均的状況とはやや異なった特徴を有している公益事業部門をとりあげて簡単に検討しておこう。表15は表14と同じ性質のものであるが、まず指摘できることは、公益事業部門の利潤率が他産業部門に比較してかなり低いことであろう。表15のコラム①③から明らかなように、自己資本に対する税込利潤および税引利潤の比率はいずれも安定的ではあるがかなり低くなっている。しかし、公益事業部門では固定資本投資が巨大であり、減価償却費が多額になるため、自己資本に対する償却込粗利潤およびキャッシュ・フローの比率は全産業平均とほぼ同水準になっているのである（表15のコラム②④）。こうした公益事業部門における減価償却費の重要性は償却込粗利潤に対する減価償却費の比率にあらわれており、全産業平均の場合よりも10%以上高くなっている（表15のコラム⑤⑥⑦）。また、減価償却費の重要性は配当性向への影響からも容易に読み取ることができる。公益事業部門の配当性向は他産業部門（鉱業部門を除く）に比較して非常に高く、1940年代末期の60%台から80%台にまで高まっているのである（表15のコラム⑩）。ところが、減価償却費を加えたキャッシュ・フローに対する支払配当の比率をみると、戦後は全産業平均の場合とほぼ同水準の30%台で大体安定し、低下傾向すら示しているのである。このように、減価償却費を考慮すると公益事業部門においても、その配当政策には全産業の場合と同様の特徴がみられるのである。

V 投資税額控除制度の導入

1962年に導入された投資税額控除制度（Investment Tax Credit）はケネディ成長政策の核心をなすものであった。これは投資コストの一定割合を税額控除として認めるものであり、投資補助金の一種であるに他ならない。その制度の概要は次のようであった。

1 対象資産；1962年以降取得された資産で耐用年数4年以上のもの。また、原則として建造物（又は建造部品）は除外される。ただし、熔鉱炉、パイプライン、軌道などは含まれる。

2 税額控除率；公益事業部門（ただし運輸部門は除く）は適格資産コスト（qualified investment）の3%、その他の産業部門では適格資産コストの7%。

3 適格資産コスト；耐用年数が4～5年の資産は資産コスト（cost of property）の3分の1、耐用年数が6年～7年の資産は資産コストの3分の2、耐用年数が8年以上の資産は資産コストの全額がそれぞれ適格資産コストに算入される。

4 税額控除の限度；納付税額を限度とし、また納付税額が25,000ドルを超える場合には、25,000ドルに25,000ドルを超える超過額の4分の1を加算した金額以下。限度額を超える部分については、3年間の繰戻し及び5年間にわたる繰延べが認められる。

5 減価償却額の調整；投資税額控除額は減価償却総額から控除される。なお、この措置は1964年に廃止された¹⁰⁾。

そこで、以下、投資税額控除制度の利用状況を検討してみよう。まず、資産コストに対する適格資産コストの比率をみると、表16のコラム①のように全産業平均で86.8%になっている。これは、資産コストの一部のみ適格資産コストに算入される耐用年数8年未満の資産が投資資産に含まれているからに他ならない（概要の3を参照）。産業部門別および企業規模別にみたこの比率は、その産業部門或いは企業規模クラスにおいて用いられる資産の平均耐用年数に依存しており、その場合、平均耐用年数が長いほど、資産コストに対する適格資産コストの比率も上昇する。表17はその平均耐用年数を調査したものであるが、平均耐用年数が最も長い公益事業

¹⁰⁾ これは投資税額控除制度の投資促進効果をより高めるためであった。

表16 1962年における投資税額控除の資産コスト、適格資産コスト、仮税額控除
および税額控除の各比率 —全企業—

(%)

		適格資産コスト 資産コスト①	仮税額控除 適格資産コスト②	税 額 控 除 仮税額控除③	税 額 控 除 適格資産コスト④
全 産 業		86.8	5.8	73.6	4.3
産 業 部 門	農 林 水 産 業	69.7	6.5	55.4	3.6
	鉱 業	88.2	6.9	42.1	2.9
	建 設 業	59.2	6.5	74.4	4.9
	製 造 業	87.1	6.9	80.0	5.5
	公 益 事 業	93.5	4.4	71.3	3.2
	商 業	77.4	6.4	72.4	4.6
	金 融 業	76.2	6.3	74.9	4.7
	サーヴィス業	68.9	6.6	47.9	3.2
総資産規模 (1,000 ドル)	100未満	67.3	5.4	45.4	2.4
	100~1,000	73.1	6.3	62.8	4.0
	1,000~25,000	81.3	6.7	70.0	4.7
	25,000以上	92.0	5.5	77.6	4.3

(資料) U.S. Dept of Treasury ; IRS, *Statistics of Income; Corporation Income Tax Returns 1962* より算出

表17 1954年以降取得した減価償却資産の平均耐用
年数 —1959年調— (年)

産 業 部 門	総資産規模 (100万ドル)			平 均
	1 未 満	1 ~ 25	25 以 上	
全 産 業	9.3	12.2	16.4	14.7
農 林 水 産 業	7.2	7.0	8.3	7.4
鉱 業	5.4	6.4	13.3	10.9
建 設 業	5.1	4.7	7.3	5.3
製 造 業	7.4	9.8	14.3	13.5
公 益 事 業	6.0	9.4	20.8	19.6
商 業	7.0	7.6	12.2	8.9
金 融 業	17.9	20.0	14.7	17.5
サーヴィス業	7.5	7.7	8.4	7.8

(資料) N.B. Ture, *Accelerated Depreciation in the United States 1954-1960*, NBER, Columbia University Press, 1967, p.184

部門の場合は資産コストに対する適格資産コストの比率が最も高い93.5%になっており、逆に平均耐用年数が最も短い建設業の場合にはその比率も最も低い59.2%になっている。企業規模別にみた比率は規模が大なるほど上昇しているが、これは表17から明らかのように、規模が大なるほど平均耐用年数が長期化しているためで

ある。

次に、適格資産コストに対する仮税額控除の比率、すなわち税額控除率をみると、表16のコラム②のように公益事業部門を除いてはほぼ7%に近い比率となっている。公益事業部門において、この比率(税額控除率)が3%を越えているのは、運輸部門に7%の控除率が適用されていたためである。また、企業規模が2,500万ドル以上の最大クラスでこの比率が5.5%という低い水準になっているのは、公益事業会社の低い比率が大きく影響しているためである。

先に述べた仮税額控除はそのまま現実の税額控除になるわけではない。例えば、企業の法人税納付額がゼロであったり、極めて少額である場合には投資税額控除制度を利用することができず、現実の税額控除額は仮税額控除額を下回ることになる。そこで、仮税額控除に対する税額控除の比率をみると、表16のコラム③のように、全産業平均で73.6%となる。赤字企業の多い農林水産業、鉱業、サーヴィス業など、また、企業規模10万ドル未満クラスでは仮税額控除に対する現実の税額控除の比率が約50%にまで落ち込んでしまうのである。そのため、適格資産

コストに対する現実の税額控除の比率は、表16のコラム④のようにコラム②の値よりもかなり低下している。

ところで、投資税額控除制度による法人税負担の軽減率、すなわち、投資税額控除前法人税に対する投資税額控除の比率は次のような要因によって決定される。

$$\frac{\text{投資税額控除}}{\text{税額控除前税額}} = \frac{\text{投資税額控除}}{\text{適格資産コスト}} \times \frac{1}{\frac{\text{税額控除前税額}}{\text{課税所得}}} \times \frac{\text{適格資産コスト}}{\text{課税所得}}$$

表18は産業部門別に、左辺および右辺の三項を1962年と1963年について計算し、表示したものである。法人税負担の軽減率を決定する三要

因について詳細に検討すれば切りがないが、大雑把に言えば最も決定的な要因は課税所得に対する適格資産コストの比率であるといえる。というのは、適格資産コストに対する投資税額控除の比率にはせいぜい2%程度の差があるにすぎず、また、課税所得に対する税額控除前法人税額の比率、すなわち実効税率にも最大10%程度の差があるにすぎないからである。これに対して、表18から明らかなように、課税所得に対する適格資産コストの比率には産業部門ごとに最大100%に近いという著しい相違が存在するからである。例えば、最も法人税負担の軽減率が高い公益事業部門の場合（1962年は6.2%、1963年は7.2%）、課税所得に対する適格資産コストの比率はそれぞれ99.2%、107.8%という

表18 1962年と1963年における投資税額控除の利用状況 —産業部門別— (%)

産業部門	投資税額控除 税額控除前税額		投資税額控除 適格資産コスト		税額控除前税額 課税所得		適格資産コスト 課税所得	
	1962年	1963年	1962年	1963年	1962年	1963年	1962年	1963年
全産業	3.5	4.2	4.3	4.6	46.3	48.4	37.7	44.7
非公益部門	2.9	3.6	5.1	5.3	45.4	47.9	26.1	32.2
非公益・非金融部門	3.3	4.0	5.1	5.3	48.4	48.6	31.1	36.0
農林水産業	4.4	5.4	3.6	4.1	39.2	39.9	48.1	53.2
鉱業	3.0	3.7	2.9	4.2	49.7	50.0	51.2	44.2
建設業	4.4	6.6	4.9	5.1	41.6	40.4	38.0	52.3
製造業	3.3	4.0	5.5	5.7	50.0	50.1	30.0	35.4
公益事業	6.2	7.2	3.2	3.4	50.7	50.7	99.2	107.8
商業	2.6	3.1	4.6	4.9	44.2	44.0	25.2	27.8
金融業	1.0	1.2	4.7	4.8	34.1	44.2	6.9	11.2
サービス業	4.2	5.4	3.2	3.6	42.0	41.7	55.2	63.1

(資料) U.S. Dept of Treasury ; IRS, *Statistics of Income ; Corporation Income Tax Returns 1962 and 1963* より算出

高い比率になっている。この点を製造業と比較すれば、課税所得は製造業の約3分の1であるのに対し、適格資産コストはほぼ同額という高い水準にあるのである。次いで法人税負担の軽減率が高い農林水産業、建設業、サービス業の場合も、課税所得に対する適格資産コストの比率は1963年についてみるとそれぞれ53.2、52.3%、63.1%と平均よりもかなり高くなって

いる。逆に、課税所得に対する適格資産コストの比率が著しく低い商業、金融業の場合には法人税負担の軽減率も著しく低くなっている。

以上のような特徴は企業規模別にみた法人税負担の軽減率にも同じように当てはまる（表19を参照）。

表19 1962年と1963年における投資税額控除の利用状況 —— 資産規模別 —— (%)

総資産規模 (1,000ドル)		投資税額控除 税額控除前税額		投資税額控除 適格資産コスト		税額控除前税額 課税所得		適格資産コスト 課税所得	
		1962年	1963年	1962年	1963年	1962年	1963年	1962年	1963年
全産業平均		3.5	4.2	4.3	4.6	46.3	48.4	37.7	44.7
全 産 業	100未満	2.5	3.7	2.4	2.8	32.9	31.4	34.1	41.3
	100~1,000	3.8	5.1	4.0	4.4	37.1	37.1	35.7	42.5
	1,000~25,000	3.1	3.6	4.7	5.0	46.4	48.0	31.0	34.7
	25,000以上	3.6	4.3	4.3	4.5	48.5	51.0	40.2	48.1
非 公 益 部 門	100未満	2.3	3.5	2.3	2.8	32.8	31.3	31.9	39.1
	100~1,000	3.6	4.8	4.0	4.5	37.0	37.0	33.1	39.1
	1,000~25,000	2.8	3.3	4.9	5.3	46.3	48.0	26.9	30.4
	25,000以上	2.8	3.5	5.7	5.7	47.6	50.9	23.9	31.1

(資料) U.S. Dept of Treasury ; IRS, *Statistics of Income ; Corporation Income Tax Returns 1962 and 1963* より算出

VI 設備投資への影響

加速償却法の導入および耐用年数の短縮という減価償却の高速化は課税の延期や危険負担の軽減によって、また、投資税額控除制度は投資に対する補助によって、それぞれ設備投資を促進することが期待されている。理論的には確かにその通りであるし、また、現に企業によって強く要請されていることからみても、実際に投資促進効果をもつと考えられる。しかし、加速償却法、新耐用年数表、投資税額控除制度といった租税政策のみを取り出して、それらの投資促進効果を実証的或いは数量的に分析することは殆んど不可能である。設備投資は言うまでもなく多くの要因によって決定される。需要の変動又はその予測による投資利潤率の変化、市場におけるシェアの拡大、労働生産性を高めるための合理化の必要度、金融政策における利率や資金のアベイラビリティ、資本稼働率（操業率）の状況など決定要因は様々である。租税政策は金融政策などと同様に、投資利潤率や投資資金に無視できない影響を及ぼすが、それは多くの投資決定要因の中の一つであるにすぎない。

もし、他の要因が一定或いは無変化であるならば、また、分析上他の要因の影響を分離でき

るならば、租税政策の投資に及ぼす影響を実証的に確かめることができる。しかし、現実にもそうした状況や分析テクニックを望むことは不可能であろう。以下紹介する投資促進的租税政策の実証研究も、そこで用いられる分析モデルの性格やその中での様々な仮定の置き方によって結論もまた多様である。

G. Fromm の監修による *Tax Incentives and Capital Spending*¹¹⁾ に収録されている諸論文は、本稿が検討対象にした加速償却法、新耐用年数表および投資税額控除制度を取り上げ、その計量的分析を試みた研究である。以下、その結論のみを簡単に紹介したいと思う。

まず、Hall および Jorgenson の研究¹²⁾ は上記三政策の効果について積極的に肯定する。すなわち、①租税政策は投資支出の水準やタイミングの変化に極めて高い効果を及ぼした。②中でも、投資税額控除制度は戦後のいかなる投資刺戟措置よりも大きな効果を有した。③また、租税政策は設備投資の構成にも影響を及ぼしている。加速償却法では耐用年数の長い減価償却資産において利益が大なため、建造物 (struct-

11) G. Fromm editor, *Tax Incentives and Capital Spending*, The Brookings Institution, 1971

12) R. E. Hall and D. W. Jorgenson, "Application of the Theory of Optimum Capital Accumulation," in *Tax Incentives and Capital Spending*

ure) への投資が促進され、逆に、新耐用年数表と投資税額控除制度では専ら機械・装置 (equipment) が対象とされたため、機械・装置への投資が促進された、と。以上のように、Hall と Jorgenson の研究は、加速償却法、新耐用年数表および投資税額控除制度の三政策について、投資促進効果という点から極めて高い評価を与えているのである。

また、Bischoff の研究¹³⁾における結論は次のとおりであった。①投資税額控除制度の投資促進効果が最も高く、政府の税収ロスを上回る投資支出を促進した。②加速償却法は投資支出を2%弱増加させたにすぎず、その投資促進効果は期待はずれの小さなものであった。③新耐用年数表は投資支出を1%程度増加させたにすぎない、と。以上のように、Bischoff 研究は投資税額控除制度の高い投資促進効果を指摘するにとどまっている。

最後に、Coen の研究¹⁴⁾は次のように結論づけている。すなわち、加速償却法の効果をみると、1954年から1962年中葉の期間において、製造業の租税節約額 (政府にとっての税収ロス) が約51億ドルであるのに対し、投資支出増加額は約20億ドルであるにすぎない。また、新耐用年数表と投資税額控除制度の総効果をみると、1962年中葉から1966年第3四半期までの期間において、製造業の租税節約額が約86億ドルであるのに対して、投資支出増加額は約28億ドルであるにすぎない。したがって、投資促進的租税政策の効果は全く失望すべきものであった、と。このように、Coen の結論は、Hall および Jorgenson とは逆に、極めて否定的な評価を与えているのである。ただ、否定的といっても、それは税収ロスに比較しての評価であり、投資促進効果そのものを否定しているわけではない。

投資促進的租税政策の効果については以上の

13) C. W. Bischoff, "The Effect of Alternative Lag Distributions," in *Tax Incentives and Capital Spending*

14) R. M. Coen, "The Effect of Cash Flow on the Speed of Adjustment," in *Tax Incentives and Capital Spending*

表20 国民総生産にしろる民間設備投資の割合および民間設備投資にしろる建造物の割合 (%)

年 度	民間設備投資 国民総生産	建 造 物 民間設備投資
1946	8.1	39.9
1947	10.1	32.1
1948	10.4	32.8
1949	9.8	33.8
1950	9.8	33.3
1951	9.7	35.1
1952	9.2	36.1
1953	9.4	37.0
1954	9.2	38.9
1955	9.6	37.5
1956	10.4	39.5
1957	10.5	38.8
1958	9.3	39.9
1959	9.3	36.9
1960	9.6	37.4
1961	9.0	39.1
1962	9.2	37.2
1963	9.2	35.9
1964	9.6	34.6
1965	10.2	35.7
1946-49	9.7	34.2
1950-53	9.5	35.5
1954-57	10.0	38.7
1958-61	9.3	38.3
1962-65	9.6	35.8

(資料) U. S. Dept of Commerce ; OBE, *The National Income and Product Accounts of the United States, 1929-65 Statistical Tables*, U. S. Government Printing Office, 1967, p.3 より算出

ような評価の不一致がみられるのであるが、その点を考慮しつつ、現実の民間設備投資の変動を検討してみよう。表20は国民総生産にしろる民間設備投資の割合と民間設備投資にしろる建造物 (structure) の割合とを時系列的に追ったものである。

まず、国民総生産にしろる民間設備投資の割合をみると、加速償却法が導入され、普及しつつあった1954年から1957年にかけて、この割合が上昇し、平均すると10.0%になっている。この時期は戦後で最も民間設備投資の増大が著し

かった時期である。その後、民間設備投資は著しい停滞状況に陥っていたが、1962年からは再び上昇傾向に転じ、1962年～1965年の平均では国民総生産にしろる民間設備投資の割合が9.6%になっている。この時期に、新耐用年数表の制定や投資税額控除制度の導入があったことはすでにふれたとおりである。いずれの時期における民間設備投資の増加も、租税政策にのみよるものとは無論断定できないが、その影響を受けた結果であることはおそらく間違いあるまい。

次に、民間設備投資の構成をみると、ここには租税政策の影響がかなり明瞭にあらわれているようである。加速償却法が導入され、耐用年数の長い減価償却資産、すなわち主として建造物への投資が促進されたことは、表20から容易に読み取れる。1954年～1957年および1958年～1961年の平均でみるに、民間設備投資にしろる建造物の割合はいずれも38%を越え、戦後で最も高い割合となっているのである。逆に、新耐用年数表の制定と投資税額控除制度の導入とが重なって、機械・装置 (equipment) への投資が有利となった1962年以降においては、建造物への投資が減少し、1962—65年平均での割合は35.8%へと落ち込んでいるのである。こうした民間設備投資の構成の変化は、明らかに租税政策の影響によるものと考えられる。

最後に、戦後の景気回復期における国民総生産の増加と、そこにおける民間設備投資の増加

表21 景気回復期における国民総生産の増加と主要項目の寄与率 (%)

国民総生産項目		国民総生産	個人消費支出	民間設備投資	民間住宅建設	政府需要
T 1946	P 1948	100.0	61.5	20.1	14.7	9.3
T 1949	P 1953	100.0	49.2	8.4	4.0	40.5
T 1954	P 1957	100.0	58.9	16.7	0.7	14.8
T 1958	P 1960	100.0	62.4	12.1	3.7	9.7
T 1961	P 1965	100.0	59.8	14.1	3.2	17.8

T: 景気の底 P: 景気の頂点
 (資料) U.S. Dept of Commerce; OBE, *The National Income and Product Accounts of the United States 1929-1965. Statistical Tables*, U.S. Government Printing Office, 1967, p.3より算出

寄与率をみておこう。1954年から1957年にかけての時期では、民間設備投資の寄与率が16.7%となり、1949—53年の時期を大幅に上回っている。また、1961年から1965年にかけての時期をみると、民間設備投資の寄与率は14.1%であり、1958—60年の時期における寄与率12.1%を2%ほど上回っている。租税政策が民間設備投資の促進を通じて、アメリカ経済の景気回復或いは経済成長に一定の影響を及ぼしたことは否定できない事実であると考えられるのである。